

新旧対照表

No	資料名	該当頁	章・条	節・項	項・号	別紙	項目名	旧(4/30時点)※下線部対象箇所	新 ※下線部対象箇所																								
1	入札説明書	7	I	1	(6)		事業のスケジュール(予定)	<table border="1"> <tr><td>基本協定の締結</td><td>令和7年12月中旬</td></tr> <tr><td>仮契約の締結</td><td>令和8年1月初旬</td></tr> <tr><td>本契約の締結</td><td>令和8年2月下旬</td></tr> <tr><td>改修期間(設計含む)</td><td>事業契約締結日～令和10年8月31日</td></tr> <tr><td>運営・維持管理期間(開業準備含む)</td><td>令和10年9月1日～令和25年8月31日</td></tr> <tr><td>リニューアルオープン</td><td>令和10年10月1日</td></tr> </table>	基本協定の締結	令和7年12月中旬	仮契約の締結	令和8年1月初旬	本契約の締結	令和8年2月下旬	改修期間(設計含む)	事業契約締結日～令和10年8月31日	運営・維持管理期間(開業準備含む)	令和10年9月1日～令和25年8月31日	リニューアルオープン	令和10年10月1日	<table border="1"> <tr><td>基本協定の締結</td><td>令和7年12月下旬</td></tr> <tr><td>仮契約の締結</td><td>令和8年1月初旬</td></tr> <tr><td>本契約の締結</td><td>令和8年2月下旬</td></tr> <tr><td>改修期間(設計含む)</td><td>事業契約締結日～令和10年8月31日</td></tr> <tr><td>運営・維持管理期間(休憩期間・開業準備含む)</td><td>事業契約締結日～令和25年8月31日</td></tr> <tr><td>リニューアルオープン</td><td>令和10年10月1日</td></tr> </table>	基本協定の締結	令和7年12月下旬	仮契約の締結	令和8年1月初旬	本契約の締結	令和8年2月下旬	改修期間(設計含む)	事業契約締結日～令和10年8月31日	運営・維持管理期間(休憩期間・開業準備含む)	事業契約締結日～令和25年8月31日	リニューアルオープン	令和10年10月1日
基本協定の締結	令和7年12月中旬																																
仮契約の締結	令和8年1月初旬																																
本契約の締結	令和8年2月下旬																																
改修期間(設計含む)	事業契約締結日～令和10年8月31日																																
運営・維持管理期間(開業準備含む)	令和10年9月1日～令和25年8月31日																																
リニューアルオープン	令和10年10月1日																																
基本協定の締結	令和7年12月下旬																																
仮契約の締結	令和8年1月初旬																																
本契約の締結	令和8年2月下旬																																
改修期間(設計含む)	事業契約締結日～令和10年8月31日																																
運営・維持管理期間(休憩期間・開業準備含む)	事業契約締結日～令和25年8月31日																																
リニューアルオープン	令和10年10月1日																																
2	入札説明書	11	II	(2)	オ	表中	開催に関する留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現地見学会の実施日時及び参加人数の上限等の具体的な実施方法については、参加申込の状況に応じて市が決定し、参加申込みのあった事業者に連絡する。 ・現地見学会は1社あたり最大5回20時間までとするが、施設の空き状況等により下回る可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地見学会の実施日時及び参加人数の上限等の具体的な実施方法については、参加申込の状況に応じて市が決定し、参加申込みのあった事業者に連絡する。 ・現地見学会は1社あたり最大5回20時間までとするが、施設の空き状況等により下回る可能性がある。 ・対話を希望する場合は、最大2時間まで可能とする。 																								
3	入札説明書	12	II	(2)	カ		対話の実施	対話の実施	対話(第3回)の実施																								
4	入札説明書	15	II	3	(2)	イ	④	改修業務統括責任者の要件について	<p>④2010年4月1日以降に延床面積3,000㎡以上のアリーナまたは体育館の新築または改築の工事を元請(共同企業体にあつては最大出資者であること、PFI事業含む)で完成した実績を持つこと。なお、実績の内容については加点審査の対象とする。</p>	<p>④延床面積3,000㎡以上のアリーナまたは体育館の新築または改築の工事を元請(共同企業体にあつては最大出資者であること、PFI事業含む)で完成した実績を持つこと。なお、実績の内容については加点審査の対象とする。</p>																							
5	入札説明書	19	II	3	(4)		参加資格の確認	<p>参加資格の確認基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、落札者決定までの期間に、<u>入札参加者の構成員</u>が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。</p>	<p>参加資格の確認基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、落札者決定までの期間に、<u>入札参加者の代表企業</u>が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。<u>その他の構成員が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該構成員を除いた代表企業および構成員のみで上記参加資格要件を満たしている場合は失格としない。</u>なお、<u>その他の構成員が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合に協力企業を構成員へ変更することを認める。</u></p>																								
6	要求水準書	-	-	-	-	添付資料1	本事業の業務体制図	<p>左下記載の兼務に関する整理表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体統括責任者と業務統括責任者の兼務を原則不可 ・業務責任者の兼務を原則不可 ・その他の兼務を不可 	<p>左下記載の兼務に関する整理表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体統括責任者と業務統括責任者の兼務を可(提案にて合理的な説明がある場合) ・業務責任者の兼務を可(提案にて合理的な説明がある場合) ・統括管理業務統括責任者のみ、他の業務統括責任者との兼務を可(提案にて合理的な説明がある場合) ・全体統括責任者と業務責任者の兼務を不可 																								
7	要求水準書	7	第1章	第2節	6		事業のスケジュール(予定)	<table border="1"> <tr><td>基本協定の締結</td><td>令和7年12月中旬</td></tr> <tr><td>仮契約の締結</td><td>令和8年1月初旬</td></tr> <tr><td>本契約の締結</td><td>令和8年2月下旬</td></tr> <tr><td>改修期間(設計含む)</td><td>事業契約締結日～令和10年8月31日</td></tr> <tr><td>運営・維持管理期間(開業準備含む)</td><td>令和10年9月1日～令和25年8月31日</td></tr> <tr><td>リニューアルオープン</td><td>令和10年10月1日</td></tr> </table>	基本協定の締結	令和7年12月中旬	仮契約の締結	令和8年1月初旬	本契約の締結	令和8年2月下旬	改修期間(設計含む)	事業契約締結日～令和10年8月31日	運営・維持管理期間(開業準備含む)	令和10年9月1日～令和25年8月31日	リニューアルオープン	令和10年10月1日	<table border="1"> <tr><td>基本協定の締結</td><td>令和7年12月下旬</td></tr> <tr><td>仮契約の締結</td><td>令和8年1月初旬</td></tr> <tr><td>本契約の締結</td><td>令和8年2月下旬</td></tr> <tr><td>改修期間(設計含む)</td><td>事業契約締結日～令和10年8月31日</td></tr> <tr><td>運営・維持管理期間(休憩期間・開業準備含む)</td><td>事業契約締結日～令和25年8月31日</td></tr> <tr><td>リニューアルオープン</td><td>令和10年10月1日</td></tr> </table>	基本協定の締結	令和7年12月下旬	仮契約の締結	令和8年1月初旬	本契約の締結	令和8年2月下旬	改修期間(設計含む)	事業契約締結日～令和10年8月31日	運営・維持管理期間(休憩期間・開業準備含む)	事業契約締結日～令和25年8月31日	リニューアルオープン	令和10年10月1日
基本協定の締結	令和7年12月中旬																																
仮契約の締結	令和8年1月初旬																																
本契約の締結	令和8年2月下旬																																
改修期間(設計含む)	事業契約締結日～令和10年8月31日																																
運営・維持管理期間(開業準備含む)	令和10年9月1日～令和25年8月31日																																
リニューアルオープン	令和10年10月1日																																
基本協定の締結	令和7年12月下旬																																
仮契約の締結	令和8年1月初旬																																
本契約の締結	令和8年2月下旬																																
改修期間(設計含む)	事業契約締結日～令和10年8月31日																																
運営・維持管理期間(休憩期間・開業準備含む)	事業契約締結日～令和25年8月31日																																
リニューアルオープン	令和10年10月1日																																

No	資料名	該当頁	章・条	節・項	項・号	別紙	項目名	旧(4/30時点)※下線部対象箇所	新 ※下線部対象箇所
8	要求水準書	10	第2章	第5節	1	⑤・⑥	全体統括責任者、業務統括責任者及び業務責任者の選任に関する総則	⑤業務統括責任者の兼任、業務統括責任者と業務責任者の兼任は不可とする。 ⑥全体統括責任者と業務統括責任者の兼任、及び、各業務の業務責任者の兼任は原則として不可とするが、事業者が合理的な説明を行い市が承認した場合は可能とする。	⑤事業者の提案にて合理的な説明がある場合、全体統括責任者と業務統括責任者の兼務を可とする。 ⑥事業者の提案にて合理的な説明がある場合、業務責任者の兼務を可とする。 ⑦統括管理業務統括責任者に関して、事業者の提案にて合理的な説明がある場合、他の業務統括責任者との兼務を可とする。なお、統括管理業務統括責任者以外の業務統括責任者の兼務は不可とする。 ⑧全体統括責任者と業務責任者の兼務を不可とする。 ※以降、丸数字番号繰り下げ
9	要求水準書	18	第3章	第2節	2	③	統括管理業務統括責任者	③統括管理業務統括責任者は専任かつ常勤とし、その不在時においても、各業務が円滑に実施される体制を構築すること。	③統括管理業務統括責任者は常勤とし、その不在時においても、各業務が円滑に実施される体制を構築すること。統括管理業務統括責任者の専任または兼任は事業者の提案によるものとする。ただし、提案の体制であることにより本事業が適切に実施されていないと市が判断した場合、市は体制の再構築等の是正措置を求めることができる。
10	要求水準書	53	第4章	第3節	1	3)	内装改修工事 <要求水準> ア) 共通事項	・ 仕上げについては既存室の仕様を基本とする ・ 関係法令の基準を満たすこと(防火区画等) ・ 書架等の重量物を新設する室については構造上支障がないかどうかの確認を行うこと ・ シャワー室等の改修により防水工事が必要な箇所には防水工事を見込むこと ・ 室内の吸音材箇所は更新を基本とする。機能不全の建具に関してはすべて更新のこと ・ 引渡し前のPCB調査を行うこと	・ 仕上げについては既存室の仕様を基本とする ・ 関係法令の基準を満たすこと(防火区画等) ・ 書架等の重量物を新設する室については構造上支障がないかどうかの確認を行うこと ・ シャワー室等の改修により防水工事が必要な箇所には防水工事を見込むこと ・ 木床の改修については、研磨及びウレタン塗布での対応を基本とする ・ 室内の吸音材箇所は更新を基本とする。機能不全の建具に関してはすべて更新のこと ・ 引渡し前のPCB調査を行うこと
11	要求水準書	121	第6章	第5節	1	②	施設等利用料金の設定	②プロスポーツ大会や国際大会等の大型の大会利用、音楽イベント等の興行をはじめとする営利目的での施設利用等、多様な施設の利用形態に対応した利用料金の料金体系及び合理的な金額設定を提案すること。大会利用時等における備品の貸出し及び駐車場整理員の増員等についても考慮すること。なお、施設等利用料金を値上げする場合は、駐車場料金を除き本条例に規定する浜松アリーナの施設等利用料金の1.5倍を目途に提案すること。	②プロスポーツ大会や国際大会等の大型の大会利用、音楽イベント等の興行をはじめとする営利目的での施設利用等、多様な施設の利用形態に対応した利用料金の料金体系及び合理的な金額設定を提案すること。大会利用時等における備品の貸出し及び駐車場整理員の増員等についても考慮すること。なお、市民利用時の施設等利用料金を値上げする場合は、大幅な値上げを避け、駐車場料金を除き本条例に規定する浜松アリーナの施設等利用料金の1.5倍を目途に提案すること。興行時等における施設等利用料金の設定にあたっては、現行の本条例に規定する施設等利用料金の1.5倍を上回っての提案も可能とする。
12	入札様式集(Word)					第21号様式-1	プレゼンテーション向け提案書 要約一記載要領	プレゼンテーション向けに、提案書の内容のうち重要な箇所を要約して記載してください。要約に際しては、すべての提案項目が網羅的に記載されるよう留意してください。(A4版・縦 30頁以内(フォントサイズ 10.5pt、図表及びキャプションはこの限りではない))	プレゼンテーション向けに、提案書の内容のうち重要な箇所を要約して記載してください。要約に際しては、すべての提案項目が網羅的に記載されるよう留意してください。(A4版・縦 30頁以内(フォントサイズ 10.5pt、図表及びキャプションはこの限りではない))形式は問わない) なお、記載されている提案内容がどの様式に記載されているものが明確にわかるように記載をしてください。また、提案様式に記載していない内容は本要約に記載は不可である点、留意してください。

No	資料名	該当頁	章・条	節・項	項・号	別紙	項目名	旧(4/30時点)※下線部対象箇所	新 ※下線部対象箇所
13	事業契約書(案)	5	16条	3			改修前施設等の構造等に関する市の責任等	入札説明書、本件入札に対する質問回答集及び要求水準書を除き、市が本事業を実施するために事業者の開示した資料に誤りがあっても、 <u>市は、前項に定めたものを除き、一切責任を負わない。</u>	前項並びに入札説明書、本件入札に対する質問回答集及び要求水準書を除き、市が本事業を実施するために事業者の開示した資料に誤りがあっても、 <u>一切責任を負わない。</u>
14	事業契約書(案)	35	75条	-	(6)		改修後施設等引渡し前の契約解除等	(6)市によって基本協定書が解除された場合d	(6)市によって基本協定書が解除された場合
15	事業契約書(案)	41	83条	5			違約金等	第75条第6号から同条第8号までのいずれかに該当した場合であって本事業契約が解除されない場合、又は、第78条第1項第11号から第13号までのいずれかに該当した場合であって事業者の指定が取り消されない場合、事業者は、次の各号に定める額を違約金として市の指定する期限までに支払わなければならない。 (1)第75条第6号から同条第8号までのいずれかに該当した場合改修費相当のサービス購入料の総額(ただし、これに対する消費税を含み、支払利息に相当する金額は除く。)の100分の10に相当する額	第75条第7号から同条第9号までのいずれかに該当した場合であって本事業契約が解除されない場合、又は、第78条第1項第11号から第13号までのいずれかに該当した場合であって事業者の指定が取り消されない場合、事業者は、次の各号に定める額を違約金として市の指定する期限までに支払わなければならない。 (1)第75条第7号から同条第9号までのいずれかに該当した場合改修費相当のサービス購入料の総額(ただし、これに対する消費税を含み、支払利息に相当する金額は除く。)の100分の10に相当する額
16	事業契約書(案)	56	別紙1	(63)			用語の定義	(63)「本件入札に対する質問回答集」とは、入札説明書の公表後に受け付けられた質問及びこれに対する市の回答を記載し、令和7年●月●日に公表された書面をいう。	(63)「本件入札に対する質問回答集」とは、入札説明書の公表後に受け付けられた質問及びこれに対する市の回答を記載し、令和7年6月13日に公表された書面をいう。
17	事業契約書(案)	61	別紙3	2			運営・維持管理期間中の保険	(4) 火災保険 保険契約者 _____:事業者又は事業者から運営・維持管理業務の委託を受けた者 被保険者 _____:市 保険期間 _____:維持管理・運営期間開始予定日を始期とし、本事業契約終了日を終期とする。なお、1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でもよいものとする。 填補限度額 _____:再調達価格(消費税含む)相当 補償する損害 _____:本施設等について、火災等に起因する損害を担保する。	削除
18	事業契約書(案)	63	別紙5				日程表	運営・維持管理業務開始予定日 令和10年9月1日	運営・維持管理業務開始予定日 令和●年●月●日